

小値賀町議会第二回臨時会は、平成二十二年三月三十日午後一時三十分、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

町長	中山道
副町長	中村敏章
会計管理者	大黒泰三
総務課長	谷良一
財政課長	西村久之
住民課長	中川一也
建設課長	升水裕也
産業振興課長	吉元勝信
産業振興課専門幹	蛭元晴市
教育次長	尾崎孝三
農業委員会事務局長	大田一夫
診療所事務長	尾野英昭
議会議事局長	熊協一也
議会議事局書記	松永清美

五、議 事 日 程

小値賀町議会第二回臨時会

平成二十二年三月三十日（火曜日）

午後一時三十分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（立石隆教議員 ・ 松永勇治議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 議案第三二二号 工事請負契約の締結について（地産地消古民家レストラン施設整備事業）

午後一時三十分開会

議長（横山弘藏）　こんにちは。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十二年小値賀町議会第二回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、八番・立石隆教議員、九番・松永勇治議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日より一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日より一日間に決定しました。

日程第三、議案第三二二号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信）　議案第三二二号、工事請負契約の締結について説明いたします。

地産地消古民家レストラン施設整備工事について、去る三月二十五日に入札を執行いたしました。その結果、株式会社細川建設が落札し、入札書記載金額に消費税を加算した金額五千四百九十一万五千円で契約を締結いたしました。地方自治法

第九十六条第一項第五号及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案を提案申し上げます。

本施設は、古民家の旧藤松邸の特色を活かして、島内の産品を利用した地産地消型の古民家レストランとして整備し、小値賀独特の料理を開発・提供しながら、大人向け滞在交流型観光の拠点とするものです。

事業内容といたしましては、配布しております平面図のように、おぢか観光まちづくり大使アレックス・カー氏の企画を盛込んだ、最大四十人のお客様を収容するための四つの客間とサロン、ラウンジ及び厨房等を配置し、一階と二階部分を合わせて、延べ四百二十一・八七平方メートルの整備となります。

なお、工期は今年七月末日としております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 落札率をお尋ねします。

それと、この中に設計委託料は含まれているのか、それも併せてお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

落札率が九五・七%でございます。

それから、設計委託料につきましては、今回の契約の中には入っておりません。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） もしかしてその設計委託料がこの中に入っているのではないかなあと思いながら聞いたんでありますけども、以前、説明聞いた折にですね、この設計委託料は約二八%と異常に高かったもんですから、この企画費がその中に入っていると、企画費を除けば約一五%ぐらいになるだろうと、一年ぐらい前の計画のときに聞いておりましたんですけども、そのとき、少しぐらい交渉して設計委託料も安くなるのかなあと思ったもんですから聞いたんですけど、確認の意味でそれ

が、設計委託料がどのくらいぐらいに安くなったのか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

企画費につきましては、八百九十九万円というようなことで最初予算を見込んでおりましたが、実際に契約をする段階では八百八万五千円ということで契約をさせていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 工期を七月三十一日と言われましたけども、二月の説明のときは、「繰越工期が八月三十一日まで。」と、こういうふうに言われたもんですから、七月三十一日で間に合うのか。

それと、営業開始年月日、「月日」と言いますか、それも判れば併せてお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

二月の説明のときにはですね、この事業の完了が八月ということの説明させていただいたと思いますし、基本的には工事は七月いっぱい終わっていたらいい、その後に各種の、例えば食品衛生法に関する許可とか、そういった部分に一ヶ月の余裕を見てですね、八月いっぱいの事業の完了というふうに考えております。

それから、開業につきましては、まだはつきりしておりません。開業の準備につきましては、小値賀観光まちづくり公社の方で準備していただいておりますので、そういった調整が付き次第、開業ということになるかどうかというふうに思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 平面図がありますので、この平面図についてお尋ねをいたします。

改修後の一階の、この平面図ですね、これ「濡縁」つちゆうんですかね、それと「板の間2」ですかね、これが増築及び新築の部分というふうに書かれておりますけども、この内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この「板の間2」という部分に関しては、基本的にはですね、「和室1」、「和室2」、「板の間1」ということなんですけ

ども、いずれにしてもこの三つの部屋が和室形式でありますので、一応この部屋については、例えば、足が不自由な方とか、そういった方がですね、椅子で食事が出るようにということ、洋間形式を考えておりまして、そういった形での整備を予定しております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 内容の説明は解りました。

それで、この図面から見ますとですね、これは北東側になるかな、北側になるかな、三・六メートルこれ張り出す格好になりますけども、この三・六メートル張り出すとしますと、あそこは何て言いますかね、月山と言いますか、泉水と言いますか、あそこまでくると思うんですね、その手前に手水鉢みたいな手洗い場、石の格好したですね、そうした手洗い場、並びに花梨の木があると思うんですけど、そこら辺りはどういうふうにされるんですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的にはですね、ぎりぎりそこに触る部分もあるかと思いますが、基本的にはあまりいじらないような形で、この部分を増築しようというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

二番（加山雅徳） 一点だけ確認のため質疑します。

加山 議員

これ従来から議会でもいろいろ課長の方から説明あったわけですが、当初からですね、この『庵』さんが匿名っていう形の中で企画からずっと入っております。で、あくまでも補助事業ですから、そこら辺、まあ匿名という形の中で問題ないのが一点ですね。

それとですね、この事業つちゅうのが全国の自治体で小値賀町が初めてやると、そういう中で、専門的に言わせていただければ、管理が難しい、施工管理ですね、そういうところでもマニュアルがないっていう中ですね、どっからどこまでっていう範囲も、図面上はうたってますが、ぜんぜんはぐってみたら違う追加工事が出てきたという中で、非常に施工管理もですが、行政の立場としてその事業主ですね、どういうふうな管理をせろっていうふうな指示を出すのか、非常に難しいと思うってすよね、受けた業者は……。だから、そういうマニュアルもない状況の中で、その会計検査等々も含めた中で

ですね、どういふふうな事務的な処理をされるのか、その二点についてお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 第一点目について、お答えをいたします。

『庵』の企画費につきましては、いろんな会議、あと全協の折にも説明をさせていただきますが、この分に関しては補助対象外ということで処理をさせていただいております、今のところ、町の一般財源の持ち出しというような形です、対応をさせていただいております。

それから、この事業が古民家というような特殊な事業でありまして、専門的に管理が難しい、或いはマニュアルがない、そういったものでですね、施工業者さんの方にはかなりご負担をかけるというふうには我々も考えております、そういうことですね、施工管理を実際に京都で行っております業者の方と契約をいたしております、その業者が出来るだけ常駐に近いような形で小値賀の方に滞在していただくというようなことを考えております、その方がですね、状況を随時把握しながら指導をするとか、指示をするとかというふうになるということになるように思いますので、そういう状況の中では、ある程度スムーズな施工というふうな形にはなるんじゃないかというふうに判断しております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） はい、内容は解りました。

で、もう一回、再度、一点目ですね、『庵』さんの件ですね、これについて確認をいたします。

今の課長の答弁ですと、補助対象外だということ、「問題ない。」っていうことでしょうか、それはいいとしてですね、いずれにしても一財の方から出るとるんだという考え方でしょうけど、特に私がひっかかるのは『庵』さんだけで何もかも動いとるっていうところら辺がですね、「問題ないのか。」っちゅうことを聞きたかったですよ。

具体的に言えばですね、やっぱり一つの公共事業ですから、それなりの競争性を持たした中ですね、この企画についても選定すべきじゃなかったのかなあという気がするものですから、そういう意味も含めまして答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この企画につきましては、最初、古民家を再生するというような案を持ちかけられたときにですね、やはり最終的にこう

いう施設が出来ても、お客さんが利用していただける施設というようなことにならなければ意味がないということで、最初からですね、話が議会の方にもあったというふうには理解しておりますし、そのために公共事業としてはですね、従来にないような形で進めてはきておりますが、当然、いろんなこういう例えば古民家を再生して活用するような事業というふうなことで計画を立てて、コンペとか、そういう方式ですね、することも不可能ではないというふうには考えておりますが、ただ何回も言いますように、やっぱり小値賀の状況をよく把握して、且つそれを小値賀の町民、行政、そういう部分と連携しながら売出しが出来るというふうな、そういう企画にならないければいけませんので、そういう部分ではそういうことをするために補助対象にはなかなか難しいところがありますけども、一般財源を投入したかいが、基本的には『庵』にやってもらうということが出てくるんじゃないかというふうに我々は考えているところです。

したがって、実際には今後いろんな方法があるのかとは思いますが、それは状況がどういうふうになるか今後判りませんが、現段階では『庵』の企画でやっていく、そういうものはですね、町の方針としては決定しているところでありまして、そういう方向が現時点では最善ではないかなあというふうに考えております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳）

課長の趣旨は解りました。

でですね、一つ心配になるのがですね、課長もご存知かどうか知りませんが、入札等々に関しての『適正化法』っちゅう法律がございます。で、あの中身をずっと読んでいただければですね、非常にどこの自治体でもそこら辺がいろいろつかれないようにですね、それなりの競争性を持たせた中でやっというところで、県とか諸々の工事を、入札等々に参加する場合はその規制がものすごく厳しかったすよね。だから、後々ですね、いろんなことで法律的にも適正化法に私は、少しどうかなあっちゅう気がするんですが、問題なければよかと思いますが、後々、議会としてもこの件について承認云々っていう前にですね、そういう当初からの流れがちよっと不透明な部分があるものから、非常に気になったもんで質疑したわけですけど、最後に一点、もう問題なければ「問題ありません。」って答弁していただければいいんですが、最後にそれだけ、お願いします。

議長（横山弘藏）

しばらく休憩します。

— 休憩 — 午後 一時 四十八分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

設計に係る数量とか単価、歩がかり、そういったものについてはですね、適正な積算を行っているというふうに思いますので、そういう部分では問題ないというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 今の答弁、ちよつと的外れと思うんですが…。

適正化法っちゅうのは、その単価云々が適正にされとるかかっていう意味じゃなくしてですね、入札事務等々の手続き上の法律です。それについて「大丈夫か。」っちゅうことを私聞きよるわけです。『適正化法』の本がありますよ、ちゃんと…。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	一時	五十分	—
—	再開	午後	一時	五十二分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

町長

町長（山田憲道） 先ほど言われました『庵』さんの問題はですね、農林水産省の方にもちゃんとですね、言っております。

それで、もちろんアレックス・カーさんのプランですね、やるということ、それを今までが『庵』の方は京都でもう実績があるということ、何ら問題がないと、それで企画費につきましてはですね、もう一般財源でやるということですので、それについては問題ないというふうに私たちは認識いたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三二号、工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三二号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十二年小値賀町議会第二回臨時会を閉会します。

― 午後 一時 五十三分 閉会 ―